

■ 地域建設業経営強化融資制度に関するQ & A

Q 1 地域建設業経営強化融資制度とはどういった制度ですか？

A 1 市が発注する建設工事を請け負う建設業者（受注者）から一定の債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を市が承認することにより、工事請負代金債権を担保に債権譲渡先から出来形に応じて融資を受けることができる制度です。

また、債権譲渡先の融資と併せて、保証事業会社の保証により、工事の出来形を超える部分についても金融機関から融資を受けることができます。

Q 2 これらの制度を利用するメリットは何ですか？

A 2 それぞれ次のようなメリットがあります。

(1) 元請建設業者のメリット

工事の途中段階で、元請建設業者が有する工事請負代金債権を現金化できるため、資金繰りの改善、経営力の強化を図ることにより、経営基盤の安定を確保することができます。また、一般財団法人建設業振興基金や保証事業会社の債務保証を受けることにより、企業単独で借入れを行うよりも低利で安定的な資金調達が期待できます。

(2) 下請業者等のメリット

債権譲渡先は、融資に際し、元請建設業者の支払状況及び支払計画を確認するため、下請代金支払いの適正化が行われます。

Q 3 どのような工事で利用できますか？

A 3 市が発注する建設工事が対象です。ただし、次の工事は対象外となります。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事
次のア～ウは対象となります。

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

「役務的保証」は、受注者の債務不履行に伴い、残工事を保証人が選定する代替履行会社に完成させるもので、損害保険会社による履行ボンドがあります。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) 市が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

Q 4 どのような建設業者が利用できますか？

A 4 原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の元請建設業者が対象です。

Q 5 債権譲渡を承諾する時点はいつですか？

また、承諾に当たっての当該工事の出来形確認はどのように行いますか？

A 5 当該工事の出来形が、2分の1以上に到達したと認められる日以降です。なお、承諾に当たっての当該工事の出来形の確認については、工事履行報告書（様式第2号）により行うものとしています（出来形の査定ではありません）。

Q 6 債権譲渡の承認申請に必要な書類は何ですか？

A 6 次の書類を総務課に提出してください。

- ・債権譲渡承認依頼書（様式第1号） 1通
- ・工事履行報告書（様式第2号） 1通
- ・受注者と債権譲渡先の締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- ・発行日から3箇月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- ・一般財団法人建設業振興基金が発行する債務保証承諾書の写し 1通
- ・保証委託契約約款等において債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

Q 7 債権譲渡の承認にはどのくらいの日数が掛かりますか？

A 7 やむを得ない事情がある場合を除き、上記書類提出日から7日以内に債権譲渡の承諾のための手続を行います。

Q 8 債権譲渡承諾後に部分払や中間前金払の請求はできますか？

A 8 債権譲渡承諾後は、部分払や中間前金払の請求はできません。

Q 9 工事請負代金の振込先の変更はどのように行いますか？

A 9 市は、元請建設業者及び債権譲渡先から連署にて融資実行報告書（様式第7号）を受けたときは、工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとしています。

Q 10 債権譲渡後に請負金額の変更があった場合はどうなりますか？

A 10 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、譲渡債権の金額は変更後の額となります。この場合、元請建設業者は債権譲渡先に建設工事変更請負契約書の写しを提出する等通知を行ってください。

Q11 元請建設業者の工事完成引渡債務はどのようになりますか？

A11 譲渡されているのはあくまでも工事請負代金債権ですので、元請建設業者の工事完成引渡債務が軽減されるものではありません。

Q12 履行保証契約をしている場合にも利用できますか？

A12 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとしています。ただし、履行保証契約のうち役務的保証が必要とされているものについては、本制度の対象外となっています（Q3をご確認ください）。

Q13 制度の利用により、元請建設業者が発注者から不利益を受けたり、風評被害に遭ったりすることはありますか。

A13 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分注意することとしています。